

【参考6】インターネット取引に関連する裁判例

	判決	事件の概要	判決の内容	備考
1	<p>最判 平成 7 年 11 月 30 日 (最高裁判 所民事判 例集 49 卷 9 号 2972 頁)</p>	<p>一般の買い物客である原告 X が上告人 Y が経営するスーパーマーケットの屋上でテナントとしてペットショップを経営する被上告参加人 Z から手乗りインコ 2 羽を購入して飼育したところ、右インコより原告の家族がオウム病性肺炎にかかり死亡したため、商法 23 条 (現 14 条)、民法 415 条等に基づき Y に損害賠償を請求した</p>	<p>Y は、チェーンストア形式による総合小売業などを営む株式会社で、地上四階建て (屋上あり) の本件店舗でスーパーマーケットを営んでいたものであり、Z は、そのテナントとして、本件店舗屋上の一部においてペットショップを営んでいたものであるところ、<u>本件店舗の外部には、Y の商標を表示した大きな看板が掲げられていたが、テナント名は表示されていなかったというのであり、本件店舗の内部においても、本件店舗の四階から屋上に上がる階段の入り口に設置された屋上案内板や右階段の踊り場の壁には、「ペットショップ」とだけ表示されていて、その営業主体が Y であるか Z であるかは明らかにされておらず、そのほか、Z は、Y の黙認の下に、契約場所を大きくはみ出し、四階から屋上に上がる階段の踊り場等に値札を付けた商品を置き、契約場所以外の壁に「大売出し」と大書した紙を何枚も張りつけるなどして、営業をしていたというのである。これら事実は、<u>買物客に対し、Z の営業があたかも Y の営業の一部門であるかのような外観を与える事実</u>ということができる。</u></p> <p>他方、Z の売場では、Y 直営の売場と異なり、独自のレジが設けられて対面販売方式が採られていたこと、Z の従業員は忠実屋の制服等を着用していなかったこと、Z の発行するレシートには Z の名称が記載されていたこと、Z は X と異なる包装紙や代済みテープを使用していたこと、Z の売場の天井からはテナント名を書いた看板が下り下りされており、また、本件店舗内数箇所に設けられた館内表示板には、テナント名も記載され、X の販売する商品は黒文字で、テナント名は青文字で表示されていたこと等の事実について、「<u>これら事実は、これを個々のみても、また総合してみても、買物客にとって、Z の売場の営業主体が Y でないことを外観上認識するに足りる事実</u>ということではない」とし、「<u>本件においては、一般の買物客が被上告補助参加人の経営するペットショップの営業主体は Y であると誤認するのやむを得ないような外観が存在したというべき</u>」とした。そして、Y は、<u>本件店舗の外部に Y の商標を表示し、Z との間において、(判決で確認した内容の) 出店及び店舗使用に関する契約を締結することなどにより、右外観を作出し、又はその作出に関与していたのであるから、Y は、商法二三条の類推適用により、買物客と被上告補助参加人との取引に関して名板貸人と同様の責任を負わなければならないとした。</u></p>	<p>スーパー・テナント関係に対する名板貸人の責任</p>
2	<p>東京地判 平成 10 年 12 月 21 日 (判例時報 1684 号 79 頁)</p>	<p>パソコン通信サービスの会員であり、担当する掲示板のサロンについてサロンマネージャーとして一定の管理権限が認められていた原告がサービス提供会社である被告のシステム運営を批判した記事等を書き込み等した行為等が会員規約に違反するとしてパソコン通信サービスの契約を解除されたことに関し、原告が会員であることの地位確認と不法行為に基づく損害賠償等を求めたもの</p>	<p>原告が管理するサロンのデータを保存せずに抹消した行為、原告が運営やリニューアルを批判する書込や事務局を批判する書込を繰り返し行ったこと、管理人を誹謗中傷する書込、交渉の場の写真を無断で撮影し自身の HP に掲載したこと等について、「<u>原告には形式的に規約に違反する行為があったが、他方、当該違反行為をするに至った経緯等諸般のを勘案すると原告に対してパソコン通信サービスの提供を継続しがたい重大な事情があったとまではいことができず、原告の右行為が第二規約に定める解除事由あたるとして本件契約を解除することができない</u>」等として、原告が被告の運営するサービスの会員である地位を有することの確認請求については認容した (損害請求は認めなかった)。</p>	<p>パソコン通信における書込、契約解除</p>

3	東京高判 平成 12 年 1 月 19 日 (確定) ※東京地 判平成 10 年 12 月 21 日の控訴 審	パソコン通信サービスの会員であり、 掲示板について原告(被控訴人)がサ ービス提供会社である被告(控訴人) のシステム運営を批判した記事等を 書き込み等した行為等が会員規約に 違反するとしてパソコン通信サービ スの契約を解除されたことに関し、原 告が会員であることの地位確認と不 法行為に基づく損害賠償を求めたも の	原告のデータ抹消行為、運営等を批判する書込であるロー カルルール違反行為、本件ネットの運営姿勢を批判するマ ークを用いた書込行為(400 回以上行われた)、被告代理人 である弁護士に関する書込行為について、「一つ一つをみ ればそれのみをもって解除の事由とするに足りる重大な違 反行為とするには当たらないけれども」、本件の実事経過 の中にこれらの行為の全体をみれば、本件ネットの運営現 実に妨げるおそれのあるものであり、その余の不適当な行 為(要求行為、写真掲載行為)と併せ考えると「 <u>控訴人と の信頼関係を著しく損なうものというに足りるものであっ て、控訴人において契約を継続することが困難であると判 断することにつき、合理性を肯認することができる場合に 該当する</u> 」として、契約に基づき有効に解除されたとして、 会員としての地位確認及び損害賠償請求ともに棄却した	パソコン通信 における書込、 契約解除
4	最判 平成 13 年 3 月 27 日 (最高裁判 所民事判 例集 55 卷 2 号 434 頁)	原告電話会社は、電話利用者である被 告に対し、被告の未成年子が被告の知 らぬ間に利用したダイヤル Q 2 使用 代金を一般通話料に加えて請求した	「 <u>第 1 種電気通信事業者である電話会社 X が、一般家庭に広 く普及していた加入電話から一般に利用可能な形でダイヤ ル Q 2 事業を開始するに当たっては、同サービスの内容や 通話料金の高額化の危険性等につき具体的かつ十分な周知 を図るとともに、その危険の実現化をできるだけ防止す るために可能な対策を講じておくべき責務があった</u> 」と判示 し、本件では、これらの対策の実施が十分といえない状況 にあった当時、Y の子 A による同サービスの多数回・長時 間に及ぶ無断利用がされたために通話料金が高額化したと の事情の下では、 <u>料金高額化の事実及びその原因を認識し てこれに対する措置を講ずることが可能となるまでの間に 発生した通話料についてまで、約款の規定に基づき契約者 にその全部を負担させるべきものとする</u> ことは、信義則な いし衡平の観念に照らして直ちに是認し難いというべきで あって、加入電話の使用とその管理については Y において これを決する立場にあることなどの事情も考慮すれば、 <u>X 会社 が Y に対し発生した通話料金の 5 割を超える部分を 請求することは許されない</u> とした。	ダイヤル Q 2
5	大阪高判 平成 13 年 10 月 30 日	インターネットのホームページを見て※、パンフレットや申込み等の書類 一式の送付を受けた原告が、家庭用電 気製品等の製造販売する事業者 A と レンタル整水器のオーナーとなる契 約(レンタルオーナーズ契約)を締結 し、出資者となったが、事業者 A が倒 産し、約定の払い戻しを受けられず に損害を被ったとして、事業者 A の統括 本部長という名称で募集等の業務に 携わっていた被控訴人に対して損害 賠償を請求した (※なお、契約口数の増加をした際 には原告は被控訴人から電話の勧誘を 受けていることが認定されている。)	レンタルオーナーズクラブ契約について、「 <u>整水器の売買 とレンタルへの使用許諾及びその対価の支払という形式を とってはいるが、その実質は、事業者 A がオーナーから一 定の金員の出資を受け、これを当時の銀行金利等に比して 著しく高額の利益を付加して返還することを約した金銭の 受け入れ契約であるとみるのが相当</u> 」として、出資法 1 条 (出資金の受入の制限)違反に該当する可能性が極めて濃 厚、レンタルオーナーズクラブ事業の内容自体が、破綻の 危険が大きく、「 <u>このようなレンタルオーナーズクラブに ついて、応募や出資を勧誘する行為は、公序良俗に違反し、 社会通念上許容しがたく、不法行為法上の違法の評価を受 けるというべきである。</u> 」とし、被控訴人(オーナーの募 集のためにインターネットのホームページを作成して公 開。ホームページには、1 口の契約の場合、100 万円の 資金参加で、2 年満期の際に 192 万円の払戻があるから、 92 万円の利益が保証されていることなどが魅力的に記 載)には、「 <u>インターネットにホームページを公開してこ のような危険性の高いレンタルオーナーズクラブ契約を勧 誘したことについて、過失責任がある</u> 」と判示した。 なお、レンタルオーナーズクラブ事業が早晩破綻を来す 蓋然性が高いものであったことは、控訴人において契約の 内容を少し検討すれば容易に気付くことができたとして、 として、損害額の 5 割について過失相殺を認めた。	インターネッ トのホームペ ージにおける 契約勧誘
6	東京地判 平成 14 年 3 月 25 日 (判例タイ ムズ 1117 号 289 頁)	パーティーの予約を解約した被告消 費者 Y に対し飲食店を営む X 会 社が営業保証料として一律 1 人当 たり 5,229 円の 40 人分である 20 万 9160 円の支払いを請求したところ、X は、 「 <u>インターネット上の広告には解約 料が無料であると記載しているにもか かわらず、解約料の代わりに営業保</u>	消費者 Y が店舗を訪れ、従業員から、予約を解約する場 合には、原則として、実施日前日まで解約料は不要だが、 当該予約と日程上重なり合う予約あるいはその問い合わせ をうけて、先の予約客に確認した上、先の予約客から実施 するとの確答を得た場合、先の予約客がその後解約すれば 営業保証料として一律 1 人当たり 5,229 円を徴収する取 扱をしている。消費者 Y は、前記説明を了解した上、以下 の内容でパーティーの予約を申入れ、被控訴人 X は、同日、	インターネッ ト上の広告、平 均的な損害

		証料を取るといふ被控訴人Xのシステムは不当である」等の主張をし、争ったもの	これを受諾した等の事実を認定した上で、「平均的な損害の額」(9条1号)は、契約の類型ごとに合理的な算出根拠に基づき算定された平均値であり、解除の事由等の事情に照らして判断するのが相当とし、民事訴訟法248条を適用して「平均的な損害」を認定した	
7	神戸地判平成14年5月24日(判例集未掲載)	インターネットのホームページを見て、電話をかけた被控訴人Bが、闘犬の試合に出場させる事の出来る土佐犬の購入を目的として控訴人方を訪れ、土佐犬嵐号を購入し、被控訴人A会社が被控訴人Bのために売買代金支払いのための小切手を控訴人宛に振り出したところ、嵐号がフィラリアに罹患しており、買いうけ後1ヶ月もしないうちに死亡したとして、被控訴人Bは、本件契約は錯誤により無効であるとし契約締結費用の損害賠償請求及び事務管理に基づく費用償還請求をし、控訴人A会社が代金として振り出した小切手債務の不存在確認を求めたもの	控訴人が、娘を通じて「土佐犬の販売と我が家の愛犬たち」としたホームページ上で、飼育する土佐犬の販売の広告を行い、嵐号を、全国横綱第20代「闘犬嵐」号として紹介し、平成12年12月の大会で試合に勝った実績を掲載していたこと、同ホームページ上には、「すぐに試合に出したい方には、即試合出場可能な様々な実績を持った経験豊富な(全国公認横綱もいます)犬をおすすめします。」という記載があったこと、被控訴人Bは、ホームページを見て控訴人に電話をかけ、控訴人の住む熊本へ赴いて、控訴人が飼育する土佐犬を見せてもらい、実績のある闘犬であるとして嵐号を紹介されたこと、被控訴人が嵐号を引き取るために控訴人宅を訪れた際に、他の犬が気に入り買ったと申し出たところ、勝ちたいという気があるなら嵐号の方がいいなどと説明し、嵐号ならば平成14年の春ころまで、あと3回は大会に出てそれなりの成績を挙げることができる等の説明をしたこと、嵐号について緊急病院の獣医が少なくとも半年程前の平成12年9月ころからフィラリア症に罹患していたと考えられる旨診断したこと等の事実を総合すれば、「本件売買契約締結時、嵐号がフィラリア症に罹患しており、激しい運動ができる状態ではなかったにもかかわらず、被控訴人Bは、嵐号が全国横綱としての実績を有し、即時試合出場可能な闘犬であるものと誤信してこれを購入したことが認められるから、被控訴人Bの売買の法律行為に錯誤があったと認めることができ」として、交渉経緯から売買の動機を表示していたものと認め、動機が、売買契約の重要な部分であったと認められるから、その錯誤は法律行為の要素の錯誤にあたるとして、売買契約は無効、被控訴人A会社が小切手金を支払う義務はないとした。また、被控訴人による控訴人に対する契約締結上の過失に基づく損害賠償請求、事務管理費用請求も認められた。	インターネットのホームページの広告、動機の錯誤
8	東京簡判平成15年3月14日(判例集未掲載)	インターネットの利用に関し、電気通信事業を営む原告が、契約者である被告に対し通話料金等の支払を求めたところ、被告が、利用者の気付かぬままに国際電話サービスを利用させるような接続システムを設定していた原告が、トラブル防止のために必要な措置を講じないまま使用料金の支払いを請求するのは信義則に反するとして争った。	「一般の電話料金よりも高額に設定されている国際電話については、利用者が全く認識しないまま接続された場合にまで、その料金を契約者に負担させるべきか否かについては、電気通信事業が公益的なものであるが故に、その立場にある原告が適切な措置を講じたか否かという点とも併せて総合的に判断しなければならない。」と判示し、本件では、原告が特定地域に対する接続停止の措置を講じたことは一定の評価に値するものであり、通信の秘密を守るべき通信事業者である原告ができる限りの措置を講じても防ぎきれなかった結果については、利用者の利益が制限されることになってもやむを得ない等として、信義則違反を否定し、原告の請求を認めた。	国際電話詐欺

9	大阪高判 平成 15 年 7 月 11 日 (判例集未 掲載)	控訴人が、被控訴人(中古車の売買等を業とする株式会社であり、中古自動車を店頭で展示し、その売買をしているほか、インターネットを利用したオークションによる仲介業務をおこなっている)が会員となって参加している株式会社Bが主催・運営するインターネットオークション(会員以外には参加することができない)により車両を購入したところ、走行中に火災が発生したため、被控訴人に対し、損害賠償を請求した	本件車両は、いわゆるネットオークションによる取引であるところ、「出品店が出品する車両につき、公正かつ的確に客観的な立場で車両の点検・検査を正確に行わなければならない、成約後の申告不備によるクレームは、出品店が一切その責任を負うとされていること、落札店では、パソコン画面上でしか車両を確認することはできず、落札して車両が搬送されてきて初めて車両を見ることができ、その後は直ちに買主に引き渡されることが予定されていること、登録名義も、被控訴人を経由することなく、直接買主に移転されていること、Cは、控訴人に対し、事前に、本件車両に関する取引はオークションによるものであり、車両に関するクレームは被控訴人では基本的に受けることができない旨説明していることなどの <u>事実関係からすると、被控訴人は本件車両の落札を代行したものにすぎず、被控訴人としては、指定された価格で落札し、出品店から本件車両の引渡しを受け、パソコン画面での内容と相違ないことを確認した上、これを控訴人に引き渡し、控訴人あるいは控訴人が指定する者への登録名義の変更手続をすれば足りるものというべきであり、被控訴人は、本件車両の売主ではなく、また、問屋契約に基づき本件車両を瑕疵がない状態で引き渡すべき義務を負っているものとも解されない</u> 」とし、他に上記認定、判断を左右するに足りる証拠はないとして、「 <u>本件車両の取引を売買契約あるいは問屋契約であるとして、被控訴人は瑕疵担保責任を負う旨の控訴人の主張は、採用できない</u> 」として、控訴を棄却した。	インターネッ トオークショ ン・中古車売買
10	東京地判 平成 16 年 4 月 15 日 (判例時報 1909 号 55 頁)	控訴人が、インターネットを利用したオークションにより被控訴人から落札、購入した中古の普通乗用自動車にガソリントankのガソリン漏れ等の損傷があり、これが民法570条の「瑕疵」に当たると主張して、被控訴人に対し、損害賠償を求めた。	「民法五七〇条の「瑕疵」とは、 <u>売買の目的物が通常備えているべき性能などを備えていないことをいうが、本件のような中古自動車の売買においては、それまでの使用に伴い、当該自動車に損傷などが生じていることが多く、これを修復して売却する場合はともかく、これを修復しないで売却する場合には、その修理費用を買主が負担することを見込んで売買代金が決定されるのが一般的であるから、このような場合には、買主が修理代金を負担することが見込まれる範囲の損傷などは、これを当該自動車の瑕疵というのは相当でない。</u> 本件車両は、本件サイトで指摘された損傷以外に修理を要する損傷箇所が存在することも予想された上で開始価格が設定されて出品され、かつ、本件サイトで指摘された損傷以外の損傷が実際にあったとしても、当該損傷は落札者が自ら修理することを予定して落札されたものであったというべきところ、本件車両に民法五七〇条の「瑕疵」があるというためには前記した予想ないし予定を超えた損傷が存する場合であることを要する。」と判示し、本件車両は、サイトにはその走行自体が不可能であるとか、危険を伴うといった記載はなく、却って、走行それ自体には問題がないかのような記載がされており、ガソリン漏れが生じている自動車では、引火の危険性などからして安全な走行それ自体が困難であることは明らかであるから、本件車両の落札価額の低廉さ、本件サイトの記載を考慮しても、前記した予想ないし予定を超える損傷であったといわなければならないので、 <u>本件損傷のうち、当該瑕疵は、本件サイトにも記載されず、被控訴人から説明もされていないものであったから、民法五七〇条の「隠レタル」瑕疵に当たるとも明らかであるとして、当該瑕疵の修理費用に相当する限度で損害賠償請求を認容した。</u>	オークション

11	大阪地判 平成 17 年 1 月 12 日 (判例時報 1913 号 97 頁)	被告会社らが製造販売した各製品をインターネット上で購入した原告らが、食品衛生法により食品への添加が禁止されているエトキシキンが含まれた各製品を製造販売した被告に対して、宣伝内容の商品を販売すべき債務があるのに、宣伝内容とは異なる、毒性、発がん性を有し、食品衛生法六条により食品への添加が禁じられているエトキシキンが混入した本件各製品を販売したことによる債務不履行等に基づき、被告らに対し損害賠償請求した。	「 <u>本件各製品が、健康に効果があることを強調して販売されており、購入者も、本件各製品が自然物から作り出され、自然物から作り出されるから、本件各製品が、健康に効果があると認識して購入するものと思料されること、本件各製品は、錠剤であって、通常の食品のように風味、食感等を楽しむものでは、およそないことからすると、科学的合成物であり、飼料等に抗酸化剤として使用されるものであり、食品衛生法により、食品への添加が禁止されているエトキシキンが、本件各製品に混入していた場合、売買契約の当事者である買主によっては、本件各製品が無価値になることは当然にあり得るところである。」と判示し、<u>エトキシキンの混入した本件各製品の引渡しは、本件各製品の販売用パンフレットの記載内容の特殊性及び本件各製品の特殊性からすると、本旨に従った履行といえないものと解すべきであり、原告らは、被告に対し、本件各製品の売買契約を解除せずとも、債務不履行による損害賠償請求ができると解される</u>として、<u>購入代金相当額につき損害と認定し、請求を一部認容した。</u></u>	インターネット取引における消費者被害
12	東京地判 平成 17 年 1 月 31 日 (判例マスター収録)	在宅ワークを希望する原告らが、被告関連業者の従業員らの勧誘行為は不法行為を構成するものであり、かつ被告が開発した教材等を購入させられ、被告が運営する S O H O ユートピアに入会させられるのだから、被告主導の内職詐欺商法であるのは間違いないとして被告会社に対しても不法行為に基づき損害賠償を求めた。	在宅ワーク（自宅のパソコンを用いる諸々の入力作業を行う業務）を希望する原告らに対して、 <u>有料会員制のホームページ上でそのあっせんを行うと謳い、その前提条件として認定試験を設定し、その学習のために教材を販売するという一連のシステムは、上記ホームページを管理、運営し、認定試験を実施し、教材を製造している被告が中心となって成り立っているところ、被告の関連業者は、実際には教材で学習しても認定試験に合格することは困難であるのに、誰でも認定試験に容易に合格して、すぐさま在宅ワークを受注して、相応の収入を得ることができるかのような勧誘等を行うことによって原告らに誤信を与え、教材の売買契約、有料会員制のホームページの入会契約を締結させたものであり、被告は、関連業者の代表者らと通じて不法行為を行ったものと認められるなどして、原告らの損害賠償請求を認容した。</u>	インターネット関連の内職商法
13	平成 17 年 8 月 9 日 神戸地裁 姫路支部 (判例時報 1929 号 81 頁)	インターネットオークションを利用してデジタルカメラを落札して代金を支払ったが当該カメラの交付を受けていない原告が、上記オークションを運営する被告に対し、被告は出品者の信用調査を怠り、又は不適切な出品を防止すべき義務に違反したと主張して、不法行為に基づき損害賠償請求した。	被告は、本件オークションを運営するに当たり、 <u>本件オークションに参加しようとする者に対し、インターネットのホームページにおいて、本件利用規約及び本件ガイドラインに同意するよう求め、同意しなければ、本件オークションに参加するために必要な ID 登録ができないようになっており、またその後本件オークションに参加する場合にも、これらに同意しなければ参加できないようになっていること、本件利用規約には、本件ガイドラインが本件利用規約の一部を構成している旨の規定があること、本件ガイドラインには、被告が、個々の商品や情報を選別・調査・管理せず、どのような利用者が参加しているかも選別・調査・管理しないことや、被告が、利用者間に成立した売買について、解除・解約等は一切関与せず、利用者が全て責任を負い、被告は入札者又は出品者としての責任、権利及び権限を一切有さないこと、被告の重過失又は故意に起因する場合を除き、出品、入札、完了した若しくは完了していない取引又は出品された若しくは実際に売られた商品に関するいかなるクレーム・請求・損害賠償等から免責される旨定めており、原告もこれに同意したこと、本件利用規約及び本件ガイドラインは、ホームページ上で一回ボタンをクリックするだけで閲覧できること等の事実が認められる。</u> <u>以上の事実によれば、本件ガイドラインは、本件利用規約の一部を構成することにより、本件利用規約に同意して本件オークションに参加する者を法的に拘束するものと認められ、そうすると、被告は、原告に対し、本件取引について、訴外人の信用度を調査したり、訴外人の ID を削除するなどの義務を負うものとは認められないし、本件取引による原告の損害が、被告の故意又は重過失によるものとも認められない。</u>	オークション原告敗訴

14	東京地判 平成 17 年 9 月 2 日 (判例時報 1922 号 105 頁)	控訴人が、インターネット上のショッピングサイトにおいて被控訴人がパソコンを 1 台当たり 2 7 8 7 円で売り出している旨の表示がされていたことから 3 台を購入したが、その履行がされていないとして、被控訴人に対し、債務不履行ないし不法行為に基づき、パソコン 3 台の代金相当額の支払いを求めた。	「インターネットのショッピングサイトを利用して商品を購入する場合、売り手は、サイト開設者を通じて、商品の情報をサイト上に表示し、買い手は、商品の情報を見て、購入を希望するに至ればサイト上の操作により注文し、サイト開設者を通じて、売り手が注文を受けこれに応じる仕組みとなっている。このような仕組みからすると、 <u>インターネットのショッピングサイト上に商品及びその価格等を表示する行為は、店頭で販売する場合に商品を陳列することと同様の行為であると解するのが相当であるから、申込の誘引に当たるといふべきである。そして、買い手の注文は申込みに当たり、売り手が買い手の注文に対する承諾をしたときに契約が成立するとみるべきである。</u> 」と判示し、本件では、控訴人はヤフーから受注確認メールを受信したものの、売り手である被控訴人から注文に応じないとする旨のメールを受信しており、受注確認メールは売り手である被控訴人が送信したものではないから、権限のあるものによる承諾がされたものと認めることはできず、また、「 <u>インターネット上での取引は、パソコンの操作によって行われるが、その操作の誤りが介在する可能性が少なくなく、相対する当事者間の取引に比べより慎重な過程を経る必要があるところ、受注確認メールは、買い手となる注文者の申込が正確なものとして発信されたかをサイト開設者が注文者に確認するものであり、注文者の申込の意思表示の正確性を担保するものにほかならないといふべきである。</u> 」とも判示し、受注確認メールは、被控訴人の承諾と認めることはできないから、これをもって契約が成立したと見ることはできず、契約が成立したことを前提とする控訴人の損害賠償請求は、理由がないとして棄却した。	オンラインショッピング
15	名古屋簡判 平成 18 年 2 月 22 日 (判例集未 掲載)	特殊通話（ウェブ、スーパーメール）利用分については契約締結時に料金設定に関する十分な説明がなかったと主張して支払わない被告に対して、原告が携帯電話料金の支払いを求めた。	「 <u>パケット通信サービスや家族割引、料金プラン等の一応の説明は受けており、本件各携帯電話機を受領した時点でガイドブックを受け取っている</u> のであるから、この説明を読めば、原告のウェブ、スーパーメール等の料金設定は十分に理解できた」と判示し、本件における被告は十分に説明を読まず、これを理解しようとしなくて、結果としてスーパーメールの請求が一般通話料金と比して高額であったからといってその支払いを拒むことはできないとして、請求を認容した。	携帯電話メールの料金請求と説明義務違反

## 【参考 7】行政処分 の例（総務省及び経済産業省HP等に基づき作成）

### 1 特定電子メール法に基づく行政処分

	行政処分の内容	行政処分の原因となる事実
1	特定電子メール法第3条（表示義務）及び第4条（拒否者に対する送信の禁止）等の違反行為を認定し、同法第7条に基づく措置命令を行った。 （平成14年12月25日付）	当該事業者は、 <u>出会い系、音声サービス、ビデオ販売等についてのメールを送信する際に、「未承諾広告※」の表示に関する表示義務や再送信禁止義務等に違反していた。</u>
2	特定電子メール法第3条（表示義務）等の違反行為を認定し、同法第7条に基づく措置命令を行った。 （平成15年11月11日付）	当該事業者は、いわゆる出会い系サイトをインターネット上に開設し、平成14年8月頃から平成15年9月頃までの間、その利用を勧誘するため、 <u>広告メールを送信することについての同意を得ていない個人の携帯電話あてに特定電子メールを送信していたが、その件名欄に「未承諾広告※」と正しく記載せず、また平成15年6月以降においては「&lt;送信者&gt;」との表示及び送信者の氏名又は名称の表示を行っていないなど、特定電子メール法第3条に定める表示義務に違反していた。</u>
3	特定電子メール法第3条（表示義務）等の違反行為を認定し、同法第7条に基づく措置命令を行った。 （平成16年4月15日付）	当該事業者は、いわゆる出会い系サイトをインターネット上に開設し、その利用を勧誘するため、平成15年7月頃から平成16年2月頃までの間、 <u>他者からメールアドレスリストを収集するなどして、広告メールを送信することについての同意を得ていない個人の携帯電話等あてに特定電子メールを送信していたが、その件名欄に「未承諾広告※」と正しく記載せず、また「&lt;送信者&gt;」との表示及び送信者の氏名又は名称の表示を行っていないなど、特定電子メール法第3条に定める表示義務に違反していた。</u>
4	特定電子メール法第3条（表示義務）等の違反行為を認定し、同法第7条に基づく措置命令を行った。 （平成17年9月22日付）	当該事業者は、いわゆる出会い系サイトをインターネット上に開設し、その利用を勧誘するため、平成17年4月から平成17年6月までの間、 <u>広告メールを送信することについての同意を得ていない個人の携帯電話等あてに特定電子メールを送信していたが、その件名欄に「未承諾広告※」と正しく記載せず、また「&lt;送信者&gt;」との表示及び送信者の氏名又は名称の表示を行っていないなど、特定電子メール法第3条に定める表示義務に違反していた。</u>

### 2 特定商取引法に基づく行政処分

	行政処分の内容	行政処分の原因となる事実
1	通信販売事業者2社に対し、特定商取引法第11条（通信販売についての広告）等の違反行為を認定し、同法第14条に基づき違反行為の是正の指示を行った。（平成15年10月7日付）	<p>当該事業者2社は、それぞれ、いわゆる出会い系サイトをインターネット上に開設し、その利用を勧誘するため、電子メールを不特定多数の消費者の携帯電話宛てに一方的に送信。電子メール上及びリンク先のサイト上での広告表示が、迷惑メール等を規制する特定商取引法に違反していたもの。</p> <p>特定商取引法は、一方的な商業広告の送りつけであると消費者が一見して分かるよう、事業者の送信する電子メールの件名欄に「未承諾広告※」との表示を義務付けているが、<u>両社は、メール上で、「未承諾広告※」との表示を行わなかったり、携帯電話各社のフィルタリング機能（注）を免れるため、「未承諾広告※」、「※未承諾広告※」、「未承諾広告※」など不適切に表示。</u></p> <p>（注）「未承諾広告※」との表示がある電子メールの受信を拒否する機能 また、当該事業者2社は、メール本文中で事業者名を表示しなかったり、受信拒</p>

		否を受け付けるための事業者のメールアドレスの不表示等により、消費者が受信拒否の連絡をできないようにしていた。
2	<p>通信販売事業者2社に対し、特定商取引法第11条（通信販売についての広告）等の違反行為を認定し、同法第15条に基づく業務一部停止命令（平成17年6月16日から3ヶ月間）を行った。</p> <p>また、うち1社については、同法第14条の違反行為（顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為）を認定し、同条に基づき違反行為の是正の指示を行った。（平成17年6月14日付）</p>	<p>事業者A及び事業者Bは、その運営するサイトの広告を電子メールで不特定多数の者に送っていたが、この広告メールは、特定商取引法における表示義務を遵守しておらず、特定商取引法第11条第1項及び第2項の規定に違反していた。具体的には、件名の最前部に「未承諾広告※」の表示、メール本文の最前部に「&lt;事業者&gt;」の表示、事業者名称、受信拒否通知を受けるメールアドレス及び受信者のメールアドレスを通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示がなかった。また、2社が運営するサイト及びサイトに係る広告メールには、事業者の連絡先（住所、電話番号、事業者名、責任者名、電子メールアドレス）の表示が欠落していた。（これらの違反に関し、両社に業務停止命令3か月）</p> <p>事業者Aが運営するアダルト画像サイトにおいては、トップ画面上に表示される画像やボタンをクリックするとすぐに、「登録ありがとうございます」、「あなたの個人識別番号を登録させていただき、入会手続きを完了しました。」等と表示され、最終的な申込みとなる前に、申込みの内容を確認し、修正をする画面の設定がなかった。このように、同社のアダルト画像サイトは、画面上の画像やボタンをクリックすることが契約の申し込みになると、消費者が容易に認識できるような表示をしておらず、特定商取引法第14条（特定商取引法施行規則第16条）に規定する「顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為」に該当し、特定商取引法に違反していた。（Aに指示）</p>
3	<p>特定商取引法第11条（通信販売についての広告）、第12条（誇大広告等の禁止）等の違反行為を認定し、同法第15条に基づく業務一部停止命令（平成18年4月1日から1ヶ月間）（平成18年3月31日付）</p>	<p>出会い系サイトを運営する個人事業者Aは、当該サイトの広告を電子メールで不特定多数の者に送っていたが、この広告メールは、特定商取引法第11条第1項及び第2項の規定に違反して必要な表示がなされていなかった。具体的には、①件名欄の最前部における「未承諾広告※」の表示、②メール本文の最前部における「&lt;事業者&gt;」、③事業者名、④広告メールの受信拒否を通知するメールアドレス、⑤受信拒否を通知することによって広告メールの提供が停止される旨の表示がなかった。また、当該事業者が運営するサイトには、同条第1項の規定に違反して事業者の連絡先の表示（事業者名、住所、電話番号）がなかった。</p> <p>当該事業者が運営するサイトの入会画面においては、利用者の個人情報の漏洩がない安全なサイトである并表示し、サイト上に、第三者認証機関によってサイト運営主体の実在性が認証され、かつSSL暗号化通信による情報保護について対策を講じている事を証明する著名な認証表示（マーク）を無許可で使用していた。これは、個人情報の管理の安全性について第三者機関による認証が行われているという事実と反することを表示しているものであり、特定商取引法第12条の規定に違反する虚偽広告に該当する。</p>
4	<p>通信販売事業者2社に対し、特定商取引法第11条（通信販売についての広告）、第12条（誇大広告等の禁止）、第14条（顧客の意に反して契約の申込みをさせようとする行為）の違反行為を認定し、同法第15条に基づく業務一部停止命令（A社については、平成19年3月23日から6ヶ月間、B社については、平成19年3月23日から3ヶ月間）（平成19年3月22日付）</p>	<p>事業者A及び事業者Bは、いわゆる出会い系サイトを運営し、結婚又は交際を希望する者へ異性を紹介する役務を有償で提供する通信販売を行っていたが、両社は、特定商取引法に基づく表示義務を遵守せず、広告を行っているサイトに、住所、電話番号、責任者名、役務の対価以外に負担すべき金額及びメールアドレスを表示していなかった。Aは、広告メールの件名（表題部分）の最前部に「未承諾広告※」と表示せず、また、メール本文に受信拒否に係る連絡方法を表示していなかった。（表示義務違反（特定商取引法第11条第1項及び第2項））</p> <p>両社は、実際には有償サイトへ誘引することを目的としたものであるにもかかわらず、広告を行っているサイトに「完全無料」と表示していた。（誇大広告など（特定商取引法第12条））Aは、実際の登録会員は1万6,000人程度であるにもかかわらず、広告を行っているサイトに「会員数50万人突破」と表示していた。</p> <p>両社は、サイト上で契約の申込みを受ける場合に、顧客が申込み内容の確認及び訂正を行うことができるようにしていなかった。（顧客の意に反する役務提供契約の申込み（特定商取引法第14条））</p>

【参考8】インターネット取引に関連する法令

西暦(平成)	法律の制定/改正 (○は制定、◆は改正)				インターネット利用人口(*) (人口普及率)
	取引ルール	知的財産保護ルール	刑事ルール	規制改革	
1999(11)年			○不正アクセス行為の禁止等に関する法律(平11法128)		2706万人 (21.4%)
2000(12)年	○消費者契約法(平12法61) ○金融商品販売法(平12法101) ○電子署名及び認証業務に関する法律(平12法102) ◆特定商取引に関する法律(インターネット通販における消費者トラブルを防止するために「訪問販売等に関する法律」を一部改正し、法律名を改称した。平12法120) ◆割賦販売法(カードレス取引についても割賦販売法の対象にする一部改正、平12法120)			○書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律(IT書面一括法、平12法126)	4708万人 (37.1%)
2001(13)年	○電子消費者契約及び電子承諾通知に関する民法の特例に関する法律(平13法95) ○特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律(プロバイダ責任法、平13法137)	◆不正競争防止法(ドメインの不正取得の防止のための一部改正、平13法81)	◆刑法(支払用カード偽造等の犯罪に関する罰則を追加、平13法97)	◆商法(会社関係書類の電子化等に関する一部改正、平13法128) ○会社関係書類の電子化等に関する商法等一部改正に伴う整備法(平13法129)	5593万人 (44.0%)
2002(14)年	○特定電子メールの送信の適正化等に関する法律(平14法26) ◆特定商取引に関する法律(迷惑メール対策に関する一部改正、平14法28) ◆古物営業法(ネットオークション規制に関する一部改正、平14法115)	◆特許法(ネットワークを介して提供される商品・役務に対し、特許権等の保護を及ぼす為の一部改正、平14法24) ◆著作権法(受信した放送番組のインターネットによる無断送信防止のための一部改正、平14法72)		○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平14法151) ○行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(平14法152) ○電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平14法153)	6942万人 (54.5%)
2003(15)年	○個人情報の保護に関する法律(平15法57)				7730万人 (60.6%)
2004(16)年					7948万人 (62.3%)
2005(17)年					8529万人 (66.8%)
2006(18)年	◆消費者契約法(消費者団体訴訟制度の導入、平18法56) ○法の適用に関する通則法(平18法78)				8754万人 (68.5%)

(\*)総務省「通信利用動向調査」(世帯編)